

宇部市国際ボランティア制度実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、国際交流・国際協力及び多文化共生に係る事業にボランティアとして参加を希望する市民に活動の場を提供することにより、国際化に対応した地域環境を整えるとともに、多文化共生社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「宇部市国際ボランティア」とは、次の各号に掲げるものをいい、その活動内容は当該各号に定めるところによる。

- (1) ホストファミリー
外国人を家庭に宿泊させ、日本の家庭生活の体験を通じて、相互理解と交流を深める
- (2) 通訳
観光案内、日常生活に係る諸手続の補助及び医療機関の受診等における通訳
- (3) 翻訳
文書等の翻訳

(登録)

第 3 条 宇部市国際ボランティアに登録しようとする者は、電子又は宇部市国際ボランティア登録申請書(第 1 号様式)により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請書の内容を審査の上、適当と認めるときは、宇部市国際ボランティアとして登録するものとする。

(登録の抹消)

第 4 条 市長は、前条第 2 項の宇部市国際ボランティアとして登録された者(以下「登録者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、第 3 条の規定による登録を抹消することができる。

- (1) 宇部市国際ボランティアとして不適当と市長が認めるとき。
- (2) 連絡不能となったとき。
- (3) 本人から登録取消しの申出があったとき。

(依頼できる者)

第 5 条 登録者の紹介を市長に依頼できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国及び地方公共団体又はその関係団体
- (2) 営利を目的としない国際交流・国際協力事業に携わっている団体・個人
- (3) 生活のために必要な日本語能力を有さない外国人住民等
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(紹介の手続等)

第 6 条 登録者の紹介を受けようとする者は、電子又は宇部市国際ボランティア紹介

依頼申込書(第2号様式)により市長に依頼しなければならない。

- 2 市長は、前項の依頼があったときは、当該申込の内容を考慮し、登録者の中から適当な者を本人同意の上、紹介するものとする。
- 3 前項の規定による紹介を受けた者(以下「依頼者」という。)は、紹介された登録者と活動の委細について直接交渉をするものとする。

(報酬及び費用)

第7条 登録者は、原則として無報酬でボランティア活動を行うものとする。ただし、交通費、食事等の実費については、依頼者が費用弁償するものとする。

(依頼者による実施報告)

第8条 登録者の紹介を受けた依頼者は、活動日から14日以内に電子又は宇部市国際ボランティア制度実施報告書(第3号様式)により市長に報告しなければならない。

(事故等の対応)

第9条 登録者のボランティア活動中に事故が発生したときは、依頼者は、事故発生日から30日以内に電子又は宇部市国際ボランティア制度事故報告書(第4号様式)により市長に報告しなければならない。

- 2 依頼者は、ボランティア活動によって生じた損害について、市に請求しないものとする。
- 3 依頼者は、登録者のボランティア活動中の不測の事故により、登録者又は他人の生命、身体又は財産に損害を与えた場合に備え、事前に保険に加入するなど必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 4 依頼者は、登録者又は第三者が国際ボランティアの活動に伴って損害を被ったときは、誠意を持って解決にあたらなければならない。

(守秘義務)

第10条 登録者は、活動上知り得た個人情報その他の秘密は、他に漏らしてはならない。

(宇部市国際ボランティア継続の意思確認)

第11条 市は、登録者に対して令和10年度以降の3年度ごとに継続の意思を確認するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 12 日から施行する。